

長野県外国人介護人材獲得強化事業に係るQ & A

【補助対象者に関すること】

Q：補助対象となるのは、法人単位か、事業所単位か。

A：法人単位です。県内で外国人介護人材を受入れる（予定含む）介護サービス事業者（介護保険法に基づく指定又は許可を受けた事業所を運営する法人）、介護福祉士養成施設、日本語学校が補助対象者です。
なお、他の都道府県から同様の補助金を受給する場合、併給はできません。

【事前協議に関すること】

Q：事前協議に申請すれば必ず補助が受けられるのか。

A：必ず補助が受けられるとは限りません。予算に限りがあるため、申請書類を審査し、補助対象とする事業者を決定します。

Q：補助対象となる事業者に優先順位はあるのか。

A：「海外渡航等を行っての外国人介護人材確保に関する活動が初めて」、「県内に所在する法人」、「効果的な活動計画」である等の事業者を優先する予定ですが、総合的に判断して決定します。

Q：補助対象期間はいつからいつまでか。

A：交付決定のあった日の属する年度の4月1日から2月末日までとなります。
2月末日までに経費の支払いまで全て終了するものとします。
なお、補助対象期間であっても、支払証拠書類（領収書等）がそろっていない場合には、補助金の交付はできませんのでご了承ください。

【対象経費に関すること】

Q：渡航費用等を一旦、渡航者が立て替え、後で法人から支払いを行った場合の支払い証明書はどうしたらよいか。

A：渡航者が立て替えた場合は、渡航者が現地で支払った証明書と、法人が渡航者に支払った証明書を併せてご提出ください。

Q：空港までの国内移動にかかる費用は対象となるか。

A：海外に渡航するための、空港までの国内移動費については、連続する行程になっているなど、海外渡航のために明らかに必要だと判断できる場合は対象となります。
安価な経路を優先してください。

Q：旅客機の座席はビジネスクラスでもよいか。

A：補助対象は、当該便の最下級の旅客運賃（エコノミークラス）となります。
ビジネスクラスの利用自体は、法人の判断として構いませんが、ビジネスクラスを利用した場合は

当該便の最下級の旅客運賃（エコノミークラス）の根拠資料も併せて提出をお願いします。

Q：他の商工団体や行政機関が同行して、海外の送り出し機関等と協議を行うために渡航した経費は補助対象となるか。

A：補助対象者は、県内で外国人介護人材を受入れる（予定含む）介護サービス事業者（介護保険法に基づく指定又は許可を受けた事業所を運営する法人）、介護福祉士養成施設、日本語学校の職員です。

Q：外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象となるのか。

A：対象となりません。

Q：監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象となるのか。

A：対象となりません。

Q：給料は、どのようなものが該当するか。

A：法人が、現地の外国人介護人材の獲得を強化するために、臨時職員等を雇用し、当該職員が本事業に従事することによって生じる部分の賃金対象となります。

【支払証明書類に関すること】

Q：現地の言語で書かれた領収書等を根拠資料としてよいか。

A：現地の言語で書かれた領収書の場合は、日本語に翻訳したものを併せて提出してください。
また、支払時の為替レートがわかる書類を併せてご提出ください。

Q：現地で領収書をもらえなかったため、支払証明書類の提出ができない場合はどうすればよいのか。

A：支払証明書類が提出できない場合は、経費として認められません。

Q：現地で活動した実績の根拠資料はどのようなものを提出すればよいのか。

A：例としては、説明会を開催したのであればチラシ等の広報物や参加人数等説明会の実績等、大学の訪問等であれば会議等の参加者や実施場所が記された議事録、現地訪問先での写真等が想定されます。

あくまで例となりますので適宜ご相談ください。